

## 平成 29 年度 事業計画（鳥取支部）（概要案）

| 項目         | 実施内容等  |
|------------|--|
| 1. 保険運営の企画 | <p data-bbox="560 284 1400 316"><b>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ←支部重点取組</b></p> <ul data-bbox="560 331 2018 507" style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の健康経営取組等「健康づくり」について取組内容等を充実させ、より質の高い事業へ展開する。</li> <li>・ 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」について支部運営でのPDCAサイクル強化を図る。</li> <li>・ 「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」を目的に、加入者及び事業主に對して直接働きかける。</li> </ul> <p data-bbox="560 571 1400 603"><b>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信 【新規】 ←支部重点取組</b></p> <ul data-bbox="560 619 2018 847" style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度には第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）が実施される予定であるため、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の関係機関とも連携しながら意見発信や働きかけを行う。</li> <li>・ 鳥取県や県内公共団体との連携をより強化するとともに、経済団体との連携に関する協定を締結し、共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報の実施など連携推進を図る。</li> </ul> <p data-bbox="560 911 1400 943"><b>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ←支部重点取組</b></p> <ul data-bbox="560 959 2018 1086" style="list-style-type: none"> <li>・ 地域（二次医療圏又は市町村単位）の実情に応じて支部独自の事業を積極的に立案・実施していく</li> <li>・ 都道府県単位保険料率に影響を与える協会けんぽ内のインセンティブ制度について平成 29 年度の試行的運用の中で課題を抽出し、平成 30 年度からの本格実施に繋げる。</li> </ul> <p data-bbox="560 1150 1093 1182"><b>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</b></p> <ul data-bbox="560 1198 2018 1374" style="list-style-type: none"> <li>・ 国の第一段階の目標でもある 70%以上を達成するとともに、最終目標である平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上を見据えて使用促進を図る。</li> <li>・ 地域単位（二次医療圏等）での使用率向上策を立案、実施する。（県薬剤師会との連携強化等）</li> <li>・ 軽減額通知サービス（2 回）、希望シールの積極的な配布。</li> </ul> |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>(5) 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、働きかけや意見発信を行う。</li> <li>・ 鳥取県地域医療構想に関する加入者向けアンケートを実施し、この結果を発信し、地域医療に貢献する。</li> </ul> <p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施や成功事例の収集など支部で行える調査研究を推進する。</li> <li>・ 県、市町村などと連携し、主体となって職域・地域の両面からなど幅広く分析<br/>協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較<br/>県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較</li> <li>・ 県・市町村などと合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施</li> <li>・ 鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証</li> <li>・ 事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ</li> <li>・ 加入者・事業主が行動変容につながるようわかりやすく発信</li> </ul> <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の発信力を広げるため、メディアの活用を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進。</li> <li>・ 協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布</li> <li>・ 加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会を実施</li> <li>・ 意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施</li> <li>・ 県、市町村、関係団体との共同広報の実施</li> <li>・ 地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体と健康セミナー等を共同開催</li> </ul> <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信</li> </ul> |
| <p>2. 健康保険給付等</p> | <p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等についてさらなるサービスの改善に取り組む。</li> <li>・ お客様満足度調査、電話対応調査を実施し、その結果をもとにサービスの改善に取り組む。</li> </ul>   |

- ・マニュアルに基づき、正確・迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。
- ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。
- ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。
- ・任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。

## ② 限度額適用認定証の利用促進 ←支部重点取組

- ・限度額認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、加入者・事業主などへの広報に加え医療機関など関係機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

## ③ 窓口サービスの展開

- ・各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながら、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。
- ・窓口での相談内容を取りまとめ、対応のフィードバックを行うことで、サービス向上につなげる。
- ・申請手続きは郵送でもできることを各種広報や健康保険委員研修会等において周知し、お客様の利便性向上を図る。
- ・年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。

## ④ 被扶養者資格の再確認

- ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

## ⑤ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・柔道整復施術療養費の適正化のため、支部独自基準による加入者に対する文書照会を実施する。  
基準：多部位（施術箇所が3部位以上）または頻回（施術日数が月に15日以上）
- ・照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

・文書照会の回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会し、必要があれば厚生局に情報提供を行う。

#### (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

・保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。

・審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

#### (7) 効果的なレセプト点検の推進 ←支部重点取組

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検を実施する。

・内容点検は、自動点検システムの活用や点検員のレベルアップ、査定事例などの情報収集、基金との協議強化などの取組を「点検効果向上計画」を策定することで一体的に管理・運用し、点検効果額の向上を目指す。

#### (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ←支部重点取組

・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書・電話・訪問による催告を早期に実施する。

・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

#### (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ←支部重点取組

・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、弁護士催告、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。</li> <li>・ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</li> </ul> <p><b>(10) 健康保険委員の活動強化←支部重点取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている健康保険委員に対して、わかりやすい研修や広報活動を通じて、健康保険事業の理解を深めてもらい、より事業所に近い事業展開を図る。</li> <li>・ 健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員情報誌「けんぽ便り」ととり」の発信</li> <li>健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施</li> <li>健康保険委員表彰の実施</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p>3. 保健事業</p> | <p>(1) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 %（実施見込者数： 人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 %（取得見込者数： 人）</li> </ul> <p>○被扶養者（受診対象者数： 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 %（実施見込者数： 人）</li> </ul> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <p>・</p> <hr/> <p>(2) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（受診対象者数： 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 %（実施見込者数： 人） <ul style="list-style-type: none"> <li>（内訳）協会保健師実施分 %（実施見込者数： 人）</li> <li>アウトソーシング分 %（実施見込者数： 人）</li> </ul> </li> </ul> <p>○被扶養者（受診対象者数： 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 %（実施見込者数： 人）</li> </ul> |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p><b>(3) 重症化予防対策の推進【新規】 ←支部重点取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOL維持を図るため、健診結果が要治療域と判定されながら未治療の者に対して確実に治療に繋げる取組を行う。</li> <li>糖尿病腎症患者の透析導入防止を主眼に主治医の指示の基づき、保健指導を実施する。</li> </ul> <p><b>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）：データヘルス含む【新規】 ←支部重点取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「データヘルス計画」による健康経営推進事業を活用し保健事業の実効性を高め、より事業所に直接働きかけ、従業員の「健康づくり」に最大限努める。</li> <li>モデル事業所を選定し、健康づくり事業（健康経営、保健指導や重症化予防など）を実践し、事例研究を通してコラボヘルスを行う</li> </ul> <p><b>データヘルス計画</b></p> <p>上位目標：</p> <p>鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康づくりの環境整備・推進をさらに進め、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>下位目標①：健康経営参画事業所：平成30年3月末日目標 ____事業所（上方修正）</p> <p>下位目標②：特定健診受診率：平成30年3月末日目標 65%（直近9月 H28度見通し50%）</p> <p>下位目標③：特定保健指導実施率：平成30年3月末日目標 30%（直近9月 H28度見通し29%）</p> <p><b>(5) 各種業務の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○刷新システムの機能やデータを活用し、業務の効率化と平準化を図る。</li> <li>○「健康づくり推進協議会」を確実に開催し、意見を聴取し事業展開に生かす。</li> <li>○連携協定を締結した関係団体との協同事業に積極的に取り組む。</li> </ul> |
| <p>4. 組織運営及び業務改革</p> | <p><b>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</li> </ul> <p>研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</li> </ul> <p>研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。</p>  |

- ・リスク管理体制の整備  
平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催

## (2) 人材育成の推進←支部重点取組

- ・職員の「発信力・営業力・訴求力」の向上を目指し、職員が「自ら育つ」という成長意識を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

## (3) 業務改革・改善の推進←支部重点取組

- ・業務の効率化・標準化を進めるため、業務全般を見える化（数値化、グラフ化など）し、阻害要因などを洗い出すことで具体的な改善に取り組む。
- ・業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

## (4) 経費の削減等の推進

- ・サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。